

墨田区サッカーリーグ(SSL)規約

第1章 総則

- 第1条 この大会は、墨田区サッカーリーグ〔略称 SSL〕(以下リーグ)という。
第2条 このリーグは、墨田区サッカー協会の統轄を受ける。
第3条 このリーグの事業は、協会の事業に包括され、リーグ運営委員会によって運営される。
第4条 このリーグの事務局は、第9条に定める運営委員長宅に定める。

第2章 目的

- 第5条 このリーグは参加チームの相互の切磋により、墨田区サッカーの水準向上を期し、あわせてサッカー普及に努めると共に、サッカーを通じて相互の親睦と真の人間としての心身の向上をはかることを目的とする。

第3章 事業

- 第6条 第5条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1. リーグ戦を実施する。
2. サッカー技術の指導および研究。
3. 審判技術の向上
4. その他 必要な事業

第4章 組織

- 第7条 このリーグは協会加盟登録団体の選手をもって組織される。
第8条 チーム数は別途運営要綱で定める。

第5章 役員

- 第9条 このリーグには次の役員を置く。
会長
副会長
運営委員長
運営副委員長
常任運営委員
運営委員

第10条 役員を選出

1. リーグ会長は、墨田区サッカー協会会長とし、リーグ副会長は同副会長とする。
2. リーグ運営委員長は協会社会人部長とし、副委員長は同副部長とする。
3. 常任運営委員はリーグ参加チーム代表者、またはこれに準ずる者がこれにあたる。
4. 運営委員はリーグ参加チームより、任意の員数を選出とする。

- 第11条 任期は、4月1日より、翌年3月31日までの1年間とする。

第 6 章 会 議

第 12 条 リーグ常任運営委員会は次の事項の審議・決定をし、これを執行する。

1. 役員の推挙及び選出。
2. 事業計画(日程編成 含む)の遂行
3. 予算ならびに決算。
4. 賞罰の審議。(裁定は規律委員会)
5. 本規約についての改廃。
6. その他

第 13 条 常任運営委員会は毎月月初めの定例会議と、必要に応じて臨時会議を行なう。

第 14 条 会務処理のため常任運営委員を長とし、運営委員によって構成される次の部会を置く。

1. 総務部会 (主にリーグに関する事務処理)
2. 経理部会 (リーグの経理に関すること)
3. 審判部会 (審判・運営・記録に関すること)
4. 技術部会 (競技技術に関すること)

第 7 章 会 費

第 15 条 このリーグの加盟団体は運営要綱に定める会費を納付する。

第 16 条 このリーグの経費は、次に挙げるもので支弁する。

1. 参加チーム会費
2. 事業収入
3. 寄付金
4. その他

第 17 条 このリーグの会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第 8 章 雑 則

第 18 条 本規約に基づくリーグの運営は、別に定める運営要綱によるものとする。

第 9 章 この規約は、1992年 4月 1日より施行する。

1994年 4月 1日 改定

1998年 4月 1日 改定

1999年 4月 1日 改定